

従業員の退職金は 商工会の特定退職金共済で!

特定退職金共済制度とは

この制度は、退職金制度をもつことが困難な商工会員企業が協力し合い、大企業と同じような退職金を支払うことができるようにすることを目的としています。

昭和50年に長野県商工会連合会が、所得税法施行令第73条に定める特定退職金共済団体として、国の承認を得て発足したもので、これによって会員企業の従業員の福祉の増進と雇用の安定をはかり、ひいては会員企業の振興と発展に役立てることをねらいとするものです。



制度の特色

- I 掛金は1人月額1口1,000円で30口30,000円まで損金または必要経費として計上でき、従業員は給与課税がありません。
- II 中小企業退職金共済制度や企業年金とも重複して加入でき、重複して損金算入が認められています。
- III 給付の際、年金または一時金を任意に選択でき、死亡退職については一口につき10,000円が加算されます。



商 工 会
長野県商工会連合会